

2025年11月市議会通常会議 議案討論

杉浦 智子

私は日本共産党大津市会議員団を代表して、只今議題となっています議案のうち、
議案第139号 大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地
域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

に対する賛成討論、
並びに

議案第135号 令和7年度大津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

議案第140号 大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第141号 大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進
に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設
備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に
について

議案第142号 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関
する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第143号 大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に
関す る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第144号 大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基
準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第145号 大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運
営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第146号 大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び
運 営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第147号 大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、設備並びに運営に関
す る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第148号 大津市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

議案第150号 大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第152号 大津市市民活動センター条例の一部を改正する条例の制定について
に対する反対討論を行います。

まず議案第135号についてです。

本補正予算には、子ども・子育て支援金制度の導入によるシステム改修費が計上されています。国は少子化の深刻な事態を受けて、2024年度から異次元の少子化対策を進めており、そのためには3.6兆円程度の安定した財源の確保が必要だとしています。そのうち約1兆円を新たに創設する子ども・子育て支援金制度で確保しようというものです。子ども・子育て支援金は、医療保険に上乗せして国民から徴収します。2026年度からスタートして、当初は国民一人当たり平均で月額300円程度といわれています。後期高齢者医療制度の被保険者からは月350円を徴収するとされています。本補正予算に計上される改修費自体は国費が充当されることですが、子ども・子育て支援金制度は新たな国民負担を押しつけるものであり、さらには医療保険料に上乗せするため、保険制度の根幹を揺るがすことになることから止めるべきです。

保険制度は元々助け合いの仕組みです。普段から医療保険をかけておくことで、病気になった際に、保険から医療費の一部を出してもらいます。今回の子ども・子育て支援金制度では、子育てとは関係のない国民、例えば高齢のため、今後子育てをする可能性のない方からも徴収するものです。

日本は人口減少が止まらず、少子化が想定以上に早く進行しており、少しでも早く対策を打つ必要があることは認識しています。しかし少子化対策というのであれば、若者の所得向上、雇用の改善が最重要課題であり、ここを正さなければ進みません。少子化対策を財源確保にすり替えて、国民負担を増やすことは許されないことから、子ども・子育て支援金制度導入を前提とした本補正予算に反対するものです。

次に議案第139号から議案第146号までを関係するため一括して討論します。いずれの議案も児童福祉法の改正に伴う条例改正です。

今般の児童福祉法の改正により、保育所等の職員による児童への虐待についての通報義務の仕組みを設け、職員が行ってはいけない虐待行為を規定されました。昨今の保育施設における児童に対する虐待行為が増加していることからも、こうした虐待を受けた児童への対応を強化するために必要な措置として歓迎するものです。

しかし一方で、国家戦略特区に限り認められている実技講習を修了することで実技試験が免除される「地域限定保育士制度」を一般制度化し全国展開します。地域限定保育士は、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができるのですが、登録後3年が経過し、一定の勤務経験がある場合には、通常保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能となります。規制緩和で資格取得者を増やし保育士不足を補おうというものであり、保育士の専門性や保育の質を損ないかねず、保育士確保の定着性にも逆行します。またこの地域限定保育士試験の判定

事務は営利企業に委託することを可能としており、公的保育の非営利原則を後退させるものです。

よって議案第139号については虐待対応についての規定のみを盛り込むため、本議案には賛成するもので、議案第140号から議案第146号までの7議案については、それぞれの対象保育施設等において、保育に従事する者に地域限定保育士を加える規定が盛り込まれていることから、いずれの議案にも反対するものです。

次に議案第147号についてです。

本条例改正は、介護医療院での医師の診療の方針について規定している第18条に追加されるもので、今般成立した「医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する改正法」に基づき行われるものです。

今回の法改正では、薬事承認についての規制が緩和され、医薬品の承認制度について、医薬品の検証的試験が可能でも代替治療法がない場合に、検証的臨床試験を実施せず、申請を可能とする「条件つき承認」制度の適用を拡大し、臨時試験成績を求める規定が削除されます。条件付き承認制度は、がんなどの重篤な疾患や患者数が少ない疾患については、新薬の臨床試験の一部を省略して、承認後に必要な試験を行うことができるというものです。そのため介護医療院での医師による治験に係る診療において、替わる治療方法が見つからないときに、安全性や有効性を確認しないまま新薬を使い続けることが可能になり、これは患者の利益に反するもので、安全性、有効性をないがしろにする規制緩和は認められないことから、本議案に反対するものです。

次に議案第148号並びに議案第150号は関連しますので一括して討論します。

本条例改正は、建築物に係る防火関係規制の見直しのため建築基準法施行令の一部を改正する政令に基づくもので、既存不適格建築物に関して、大規模の修繕・模様替えを行う場合の現行基準への適合義務を緩和する規定を追加するものです。

本改正は、2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す我が国の目標達成に向け、温室効果ガスの吸収効果や貯蔵効果を有する木材の建築物での利用を促進するため、技術的知見の蓄積に応じて、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築規制の見直しが順次行われているとのことで、今般、内装制限、排煙口の設置、防煙壁の設置義務等、防火・避難関係規制等について見直しが行われます。

本改正により、木造住宅のリノベーションを行いやすくするというのですが、本来建築基準法は国民の命や安全を守るためのものであるべきであり、近年の建物火災

件数の増加や大規模化による逃げ遅れでの死者が出るなど問題になっている今にあって、特に防火・避難に関わって性能を規制緩和することは、市民の命や安全を脅かすことにつながる危険性があることから、本議案に反対するものです。

次に議案第152号についてです。

市民活動センターに関わっては、本会議において多くの議員が議論を重ねたところですが、センター登録団体の多くの市民のみなさんと、担当部局との間の意思疎通が不足していると感じます。

市民活動センターは設置されて以来、今日まで指定管理者制度にて管理運営が行われてきました。この間指定管理者が主導して、大きな問題が起きることなく、多くの市民がセンターを利用され、当局としても事業者任せのところがあったのではないかと思われます。そして利用者団体から不満や不平の意見が出たり、業務に改善を求めるといったこともなかったのではないかと思うものです。それほど安定的に管理運営が行われてきたということでしょう。毎年のモニタリングや事業評価をみても、そうしたことがうかがえます。

にもかかわらず市として直営で管理運営を行うという方針に切り替えようと考えたのには、理由があるはずです。方針を決定するまでに、その理由と今後の方向性について、利用者団体の方々に説明責任を果たし、それに対する意見聴取の必要があったのではないかでしょうか。あまりに一方的な進め方に当局への信頼が失われてしまったことは、当局側に反省すべき点があると考えます。

また直営で管理運営を行うとした想定で、これまで利用者団体が享受してきたサービスが引き続き行えるのかどうか、利用者団体の活動は継続性があることから引き継ぐ体制においてリスクはないのかなど、利用者団体の活動に直接関わることでもあるため、丁寧な話し合いや合意形成の過程を大切にすべきです。現在の説明では努力するということだけで、何も担保されるものがない状況であり、市民の不安は募るばかりです。

本市の今後のまちづくり、市政運営にとって市民協働は大きな課題です。現在大津市協働のまちづくり推進計画(後期)改定計画の策定に取り組まれており、市民活動センターが果たす役割も盛り込まれると仄聞しています。このように重要な時点であるからこそ、拙速に管理運営方法を変更せず、利用者団体の方々の合意を得る努力を先ずは優先すべきであり、本議案に反対するものです。